

大分県私立高等学校専攻科修学支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県内の私立高等学校の専攻科(以下「私立高校専攻科」という。)に通う低所得世帯の生徒に対する授業料の負担軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、大分県私立高等学校専攻科修学支援金(以下「専攻科支援金」という。)の事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学校)

第2条 専攻科支援金の対象となる私立高等学校専攻科は、以下のア又はイの要件を満たすものとする。

ア 大学への編入学基準を満たす課程を有するもの

なお、ここでいう「大学」とは、短期大学を含むものとし、ここでいう「編入学基準を満たす課程」とは、平成28年度文部科学省告示第63号又は第64号に定める基準を満たすものとする。

イ 国家資格者養成課程を有するもの

なお、ここでいう「国家資格」とは、資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものという。

(支給対象者)

第3条 専攻科支援金の支給対象は、大分県内の私立高等学校専攻科に在学し、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 日本国内に住所を有する者

(2) 高等学校専攻科を修了していない者

(3) 高等学校専攻科に在学した期間が通算して24月を超えない者。在学期間は、その初日において高等学校専攻科に在学していた月を一月として計算することとし、次に掲げる期間は通算しないものとする。

ア 日本国内に住所を有していなかった期間(その初日において日本国内に住所を有していなかった月を一月として計算し、専攻科支援金の支給を受けることのできた月を除く。)

イ 高等学校専攻科を休学していた期間(令和2年4月1日以前に高等学校専攻科を休学していた期間を含む。)

(4) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者のうち以下のア又はイに該当する者

ア 保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者

イ 保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が八万五千五百円未満である者(アに該当する者を除く。)

※保護者等とは、生徒の保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の

2 第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長、同法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長及び民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人を除く。）がいる場合は当該人を保護者とし、生徒に保護者がいない場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。

なお、高等学校専攻科に通う生徒については、大多数が在学中に成年年齢に達して父母の親権に服さなくなるが、この場合の「保護者等」の考え方は、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒等の保護者であった者」（生徒等の父母であれば、その両名）を指すものとして取り扱うこととする。

2 前項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときには支給の対象としない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない事由があると知事が判断した場合は、この限りではない。（1）については処分を受けた日の属する月の翌月から、（2）と（3）については翌年度の四月から支給の対象としないこととする。

(1) 退学・停学（三か月以上のものに限る。）の処分を受けた者

※停学処分を受けた者であって、三か月未満の期間で復学した者については、処分を受けた日の属する月の翌月から、処分が解かれた日の属する月までの支給をしないこととする（処分を受けた日と処分が解かれた日の属する月が同月の場合は、処分を受けた日の属する月の翌月の支給をしないこととする。）。なお、この場合において、支給期間の進行は停止しない。

(2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準修得単位数の5割以下の者

(3) 一の年度における出席率が5割以下の者

（金額及び支給対象期間）

第4条 専攻科支援金の額は、支給対象高等学校専攻科の授業料の月額に相当する額（第3条（4）イに該当する者については授業料の月額に相当する額の1/2の額）とする。

ただし、授業料の月額に相当する額（第3条（4）イに該当する者については、授業料の月額に相当する額の1/2の額）が以下の表の補助対象上限額を超える場合にあっては、専攻科支援金の額は補助対象上限額とする。

また、学校独自の授業料減免制度等により授業料の一部又は全部が免除されている場合は、当該減免後の額（第3条（4）イに該当する者については、当該減免後の額の1/2の額）が専攻科支援金の額とする。

所得区分	保護者等が道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されない者 （本要領第3条（4）ア）	保護者等の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額とを合算した額が八万五千五百円未満である者 （本要領第3条（4）イ）
支給額 （月額）	支給対象高等学校専攻科の授業料月額	支給対象高等学校専攻科の授業料月額の2分の1
補助対象 上限額	月 35,600 円	月 17,800 円

- 2 専攻科支援金の支給期間は、通算して24月を上限とする。ただし、高等学校専攻科の定める修業年限が24月に満たない場合は、当該修業年限とする。

(受給資格の認定申請)

第5条 専攻科支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、受給資格認定申請書類を在籍する私立高校専攻科の学校設置者（以下「学校設置者」という。）に提出し、学校設置者は生徒から提出された申請書類に申請者一覧を添え、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(受給資格の認定)

第6条 知事は、前条に定める申請があった場合、当該申請について受給資格の審査を行い、認定又は不認定を決定の上、結果を申請者に通知しなければならない。

(支給の決定等)

第7条 知事は、前条の受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）に対して、月を単位として専攻科支援金を支給するものとする。

- 2 知事は、受給権者に対し専攻科支援金の額、支給期間について支給決定通知を行うものとする。

(収入状況の届出)

第8条 受給権者は毎年度、知事の定める日までに、別に定める保護者等の所得を証明する書類を知事に提出し、収入状況を届出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受給権者は当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、速やかに知事に収入状況を届け出なければならない。
- 3 知事は、前項に定める届出により、専攻科支援金の額について変更があったときは、受給権者に対し変更支給決定通知を行うものとする。

(受給資格の消滅)

第9条 知事は、前条に定める届出により当該届出を行った者が第3条第1項第4号に規定する者に該当しないと認めたとき、受給権者が第3条第2項に該当すると認めたとき又は転学したときは、当該受給権者に対し、受給資格が消滅することを通知するものとする。

- 2 学校設置者は受給権者が前項に該当することを把握した場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

(支給の一時差止め)

第10条 知事は、受給権者が正当な理由がなく第7条第1項の規定による届出をしないとき又は停学（三か月未満のものに限る。）の処分を受けたときは、当該受給権者に対し専攻科支援金の支払を一時差止めるとともに、その旨通知するものとする。

(支給の停止)

第11条 受給権者が休学する場合は、当該受給権者が専攻科支援金の支給の停止を知事に申し出なければならない。

2 知事は、前項に定める申し出があった場合、当該受給権者に対し、専攻科支援金の支給を停止することを通知する。

(支給の再開)

第12条 前条の規定により専攻科支援金の支給が停止された受給権者が復学し、支給要件を満たすこととなった場合は、支給の再開を知事に申出ることができる。

2 知事は、前項に定める届出があった場合、当該受給権者に対し、支給を再開することを通知する。

(転学)

第13条 受給権者の転学等により転学元と転学先で修業年限が異なる場合は、以下の計算式に基づき、転学先の修業年限(月数)から転学元の在学期間相当を除いた月数を転学先での残りの支給期間とする。

○転学先での残りの支給期間計算式

= 転学先の修業年限(月数) から転学元の在学期間相当(※)を除いた月数

※ 転学元での在学月数×転学先の修業年限／転学元の修業年限(端数切捨て)

例1 : 修業年限1年の専攻科に5月在学→修業年限2年の専攻科に転学
 $2 \text{年} (24 \text{月}) - 5 \text{月} \times 2 \text{年} / 1 \text{年} = 14 \text{月}$

例2 : 修業年限2年の専攻科で18月在学→修業年限1年の専攻科に転学
 $1 \text{年} (12 \text{月}) - 18 \text{月} \times 1 \text{年} / 2 \text{年} = 3 \text{月}$

例3 : 修業年限3年の専攻科で10月在学→修業年限2年の専攻科に転学
 $2 \text{年} (24 \text{月}) - \frac{10 \text{月} \times 2 \text{年}}{3 \text{年}} = 18 \text{月}$
(端数切捨て)

(支給方法)

第14条 学校設置者は受給権者の委任を受けて専攻科支援金を受領し、当該受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものとする。この場合において、当該受給権者に対し専攻科支援金の支給があったものとみなす。

(書類の経由)

第15条 この要綱の規定により知事が受給権者に発する通知は、学校設置者を經由しなければならない。

2 この要綱の規定により受給権者が知事に提出する書類は、学校設置者を經由しなければならない。

(申請・通知書類等)

第16条 この要領で規定される手続きに必要な様式・提出先等・提出時期については下表のとおりとする。

要綱	様式	提出先等	提出時期
第5条 受給資格の認定申請	高等学校専攻科修学支援金受給資格認定申請書(様式1)	支給を受けようとする生徒が学校の設置者を通して知事に提出	支給を受けようとする月の末日迄
	受給資格認定申請者一覧(様式1-1)	学校設置者が様式1とともに知事に提出	
	個人対象要件証明書(様式2)	第3条第2項に該当しないことを確認の上、学校設置者が作成し様式1とともに知事に提出	
第6条 受給資格の認定	高等学校専攻科修学支援金受給資格認定通知書(様式3)	知事が学校設置者を通して該当生徒に通知	随時
	高等学校専攻科修学支援金受給資格不認定通知書(様式4)	知事が学校設置者を通して該当生徒に通知	随時
第7条 支給の決定等	高等学校専攻科修学支援金支給決定(支給予定)通知書(様式5)	知事が学校設置者を通して該当生徒に通知	随時
第8条第1項及び第2項 収入状況の届出	収入状況届出書(様式1)	支給を受けようとする生徒が学校の設置者を通して知事に提出	第8条第1項によるものは7月末日迄。 第8条第2項によるものは事実発生の都度、速やかに。
	収入状況届出者一覧(様式1-2)	学校設置者が様式1とともに知事に提出	
第8条第3項 収入状況の届出(変更通知)	高等学校専攻科修学支援金変更支給決定(支給予定)通知書(様式6)	知事が学校設置者を通して該当生徒に通知	様式1(収入状況届出書)の提出の都度、随時
第9条第1項 受給資格の消滅(通知)	高等学校専攻科修学支援金受給資格消滅通知書(様式7)	知事が学校設置者を通して該当生徒に通知	受給資格消滅の都度
第9条第2項 受給資格の消滅(届出)	受給資格消滅者一覧(様式7-1)	学校設置者が知事に提出	消滅に該当することを把握次第、速やかに
第10条 支給の一時差止め	高等学校専攻科修学支援金支払一時差止め通知書(様式8)	知事が学校設置者を通して該当生徒に通知	様式7の提出の都度、随時
第11条第1項 支給の停止(申出)	高等学校専攻科修学支援金の支給停止申出書(様式9)	生徒が学校の設置者を通して知事に提出。学校設置者は停止申出者一覧を添付し提出すること	事実発生の都度
第11条第2項 支給の停止(通知)	高等学校専攻科修学支援金の支給停止通知書(様式10)	知事が学校設置者を通して該当生徒に通知	様式9の提出の都度、随時
	支給停止者一覧(様式10-1)	知事が上記生徒の一覧を学校設置者へ通知	
第12条第1項 支給の再開(申出)	高等学校専攻科修学支援金の支給再開申出書(様式11)	生徒が学校の設置者を通して知事に提出。学校設置者は再開申出者一覧を添付し提出すること	事実発生の都度
第12条第2項 支給の再開(通知)	高等学校専攻科修学支援金の支給再開通知書(様式12)	知事が学校設置者を通して該当生徒に通知	様式11の提出の都度、随時
	支給再開者一覧(様式12-1)	知事が上記生徒の一覧を学校設置者へ通知	

※表中の提出時期については感染症対策の休校等により、生徒や学校設置者の責によらない理由で期限内の提出が不可能な場合、知事が別途、期限等を通知する場合があります。

附 則

この要領は、令和 2 年度の予算に係る専攻科支援金から適用する。